

平成 30 年度製菓衛生師試験実施要領

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 30 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時及び場所

(1) 日 時

平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

(2) 場 所

盛岡地区合同庁舎（8 階大会議室等） 盛岡市内丸 11-1

2 受験資格

製菓衛生師試験を受験できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得した者

(2) 菓子製造業において、受験申込時に 2 年以上従事した者で、次に掲げる者。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校の入学資格を有する者

イ 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号）附則第 2 項の各号に該当する者

※ ただし、次の場合は、菓子製造業に従事したとは認めない。

1 専ら菓子製造品の運搬、配達、食品洗浄等に従事している者及びパートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者（週 24 時間以上勤務している場合を除く。）。

2 レストラン、ホテル等の飲食店営業（菓子製造業の許可がない施設）においてその営業場内で客に提供するパンやケーキ等の製造に従事している者

3 試験科目

衛生法規・公衆衛生学・食品学・食品衛生学・栄養学・製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか 1 つを選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る 1 級または 2 級の技能検定に合格した者は、受験者本人の申し出により、試験科目のうち製菓理論及び実技の試験を免除することができる。

4 提出書類

- (1) 製菓衛生師試験受験申込書（郵便はがきを含む。）
- (2) 履歴書
- (3) 菓子製造業従事証明書
- (4) 卒業証明書又は、卒業証書の写（受付機関（県の保健所）の原本証明のあるもの。）
 - ※ 郵送で申し込む者で、卒業証書の写しを提出書類とする者は、卒業証書（原本）及び返信用封筒（卒業証書返送用・切手貼付）も併せて、提出すること。
 - ※ 改姓者＝卒業時の氏名と現在の氏名が異なる者は、戸籍抄本を添付すること。
 - ※ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の課程修了者（2 受験資格(1)該当者）にあつては、当該修了証明書を提出すること。
- (5) 受験手数料 9,400 円（岩手県収入証紙で納付。証紙は消印をしないこと。）
 - ※ 証紙以外による納付は認めない。なお、県外の申込み者等、証紙販売所窓口での購入が困難な者は、県庁生協（地下売店）の郵送販売の利用等により購入すること。（県庁生協の問合せ電話番号 019-629-6465）
- (6) 写真（申込み前 6 ヶ月以内に撮影した正面、上半身、脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。サイズは、縦 4 cm、横 3 cm）
- (7) 菓子製造技能士の 1 級又は 2 級技能検定合格証書の写し（該当者のみ）

※ 次の者は、上記書類のうち(3)及び(4)を省略することができる。

- 1 平成 25 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験した者又は欠席した者で、その受験票を提出した者（他都道府県の試験の受験票は不可）
- 2 平成 25 年度以降、岩手県製菓衛生師試験を受験又は欠席し、その受験票を紛失・破棄した者で、岩手県製菓衛生師試験受験資格確定済申出書を提出した者

5 申込方法

- (1) 申込先
 - ア 県内に住所を有する者 住所地を所管する県の保健所(表 1 のとおり)
 - イ 県外に住所を有する者 岩手県環境生活部県民くらしの安全課(〒020-8570 住所記載省略可) 又は受験希望地の保健所 (表 1 のとおり)
- (2) 申込期間

平成 30 年 6 月 25 日(月)から 7 月 13 日(金)まで(但し、土曜日及び日曜日を除く)の午前 9 時から午後 5 時まで

 - ※ 郵送の場合は、7 月 13 日(金)の消印のあるものまでを有効とする。

(表1 受験申込先)

住 所 地	申 込 先		
	保健所等名	所 在 地	電 話
岩 手 県 外	岩手県環境生活部県民くらしの安全課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	019-629-5322
	又は下記の受験希望地の保健所		
盛岡市、雫石町、葛巻町 岩手町、八幡平市、滝沢市 紫波町、矢巾町	岩手県県央保健所	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6588
花巻市、遠野市、北上市 西和賀町	岩手県中部保健所	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	0198-22-4921
奥州市、金ヶ崎町	岩手県奥州保健所	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2423
一関市、平泉町	岩手県一関保健所	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
大船渡市、陸前高田市 住田町	岩手県大船渡保健所	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9913
釜石市、大槌町	岩手県釜石保健所	〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市、山田町、岩泉町 田野畑村	岩手県宮古保健所	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈市、普代村、洋野町 野田村	岩手県久慈保健所	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-53-4987
二戸市、軽米町、九戸村 一戸町	岩手県二戸保健所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9206

6 合格発表の日時及び場所等

(1) 日 時

平成30年10月5日(金) 午前10時

(2) 場 所

合格者の受験番号を県庁前及び県の各保健所の掲示板に掲示する。

また、岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) でも合格者の受験番号を掲載する。(岩手県公式ホームページへの掲載は午後3時頃の予定)

なお、電話による可否の問い合わせについては応じない。

(3) 合格通知

合格証書の発送により行う。

(4) 可否基準

全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

7 開示請求

受験者本人の申し出により希望者は試験合格発表後、試験結果について口頭による開示請求ができる。

(1) 開示請求できる内容

総合得点

(2) 開示請求の受付期間及び受付時間

平成 30 年 10 月 5 日（金）～平成 30 年 11 月 5 日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 開示請求の受付場所

岩手県庁行政情報センター

(4) その他

受験票と本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付されたもの。）を持参すること。

8 その他

(1) 受験に必要な携行品等については、受験票により通知する。

なお、平成 30 年 8 月 22 日（水）までに受験票が到着しない場合は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当（電話 019-629-5322 直通）に問い合わせること。

(2) 試験に関する不明な点は、最寄り（申込み先）の県の保健所又は県民くらしの安全課に問い合わせること。

(3) 試験会場は、来客用駐車スペースが限られているため、公共交通機関又は周辺の有料駐車場を利用のうえ入場すること。